

○職員手当の状況 (平成24年4月1日現在)

職員には、給料および職員手当が支給されますが、代表的な職員手当の概要は次のとおりです。

区分	八街市	国の制度との異同	支給実績 (平成23年度決算)															
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族一人 6,500円 16歳から22歳までの子一人 5,000円加算	同じ	46,549千円															
住居手当	○借家の場合 (家賃が12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ	15,107千円															
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期代など55,000円を上限に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離などに応じて2,000円～24,500円を支給	一部異なる	32,751千円															
期末手当 勤勉手当	(平成23年度支給割合) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225 (1.025) 月分</td> <td>0.675 (0.875) 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375 (1.175) 月分</td> <td>0.675 (0.875) 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60 (2.20) 月分</td> <td>1.35 (1.75) 月分</td> </tr> </tbody> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 () 内は特別管理職員の支給割合 (行政職8級の職員)		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225 (1.025) 月分	0.675 (0.875) 月分	12月期	1.375 (1.175) 月分	0.675 (0.875) 月分	計	2.60 (2.20) 月分	1.35 (1.75) 月分	同じ	期末 464,740千円 勤勉 231,434千円			
	期末手当	勤勉手当																
6月期	1.225 (1.025) 月分	0.675 (0.875) 月分																
12月期	1.375 (1.175) 月分	0.675 (0.875) 月分																
計	2.60 (2.20) 月分	1.35 (1.75) 月分																
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.50月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>59.28月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> </tbody> </table> その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 一人当たり平均支給額 23,225千円	区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	同じ	-
区分	自己都合	勸奨・定年																
勤続20年	23.50月分	30.55月分																
勤続25年	33.50月分	41.34月分																
勤続35年	47.50月分	59.28月分																
最高限度額	59.28月分	59.28月分																

地域手当	支給対象地域	八街市全域
	支給率	3%
	支給対象職員数	534人
	国の制度 (支給率)	3%
	地域手当一人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	114,277円

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。



時間外勤務手当	平成23年度決算	支給総額	86,643千円	平成22年度決算	支給総額	107,120千円
		職員一人当たり支給年額	164千円		職員一人当たり支給年額	202千円

○特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	給料等月額
市長	860,000円
副市長	720,000円
議長	445,000円
副議長	400,000円
委員長	365,000円
議員	355,000円

区分	平成23年度支給割合								
期末手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>6月期 1.85月分</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>12月期 2.00月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.85月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給割合	市長	6月期 1.85月分	副市長	12月期 2.00月分	計	3.85月分
区分	支給割合								
市長	6月期 1.85月分								
副市長	12月期 2.00月分								
計	3.85月分								

区分	平成23年度支給割合								
期末手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>6月期 1.85月分</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>12月期 2.00月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.85月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給割合	議長	6月期 1.85月分	議員	12月期 2.00月分	計	3.85月分
区分	支給割合								
議長	6月期 1.85月分								
議員	12月期 2.00月分								
計	3.85月分								

※特別職の給料については、平成24年4月1日から平成25年3月31日の間、左記給料月額より市長86,000円、副市長50,400円を減額しています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

○勤務時間および休憩時間の状況

勤務時間等の状況は次のとおりです。

ただし、保育園や中央公民館などの勤務場所では、これと異なる勤務形態の場合があります。

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り		
	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前 8 時30分	午後 5 時15分	正午～1時

4. 職員の分限および懲戒処分の状況について (平成23年度)

○職員の分限処分の状況

心身の故障のため、職務の遂行に支障がある職員などに対しては、公務能率の維持などのために、職員の意に反して降任、免職または休職の処分を行うことができます。

平成23年度には、9人の職員が心身の故障により休職処分を受けています。

○職員の懲戒処分の状況

職務上の義務に違反した職員などについては、公務における規律と秩序を維持するために、戒告、減給などの処分を行うことができます。

5. 職員のサービスの状況について (平成23年度)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げて専念しなければならないこととされています。

このサービスの基本原則を忠実に実行するため、さまざまな機会において職員の綱紀の肅正や服務規律の確保の周知徹底を行っています。

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況について (平成23年度)

○年次休暇の状況 (平成23年)

平均使用日数	消化率
12.1日	31.1%

○育児休業・育児短時間勤務および部分休業の取得状況 (平成23年)

区分	新規取得者数
育児休業	10人
育児短時間勤務	該当なし
部分休業	3人

職員の資質向上を目的に、庁内において協働のまちづくり職員研修会、人事評定者研修などを実施したほか、各種研修機関などを利用して階層別研修や専門研修を実施しています。また、職員の勤務について、必要に応じて能力や実績などに関する勤務成績の評定を行い、その評定の結果に基づき、昇給や昇任などを行っています。

7. 職員の福祉および利益の保護の状況について (平成23年度)

○職員の福祉および福利厚生

職員の健康管理状態を把握し、疾病などの早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防検診を実施しています。

職員の福利厚生事業については、市に代わり、八街市職員組合が実施しました。(職員組合への補助金 1,385,000円)

また、出産費助成、育児・介護休暇助成などの給付事業については、県内市町村とその職員が共同で福利厚生事業を運営しています。

(千葉県市町村職員互助会負担金 968,000円)

○職員の利益の保護の状況

平成23年度に千葉県市町村公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。